

事務連絡
令和2年4月10日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の支援の提供について

今般、都内の障害児通所支援事業所に対し、令和2年4月10日付2福保障施第147号「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について」を発出いたしました。

通知に基づいた支援の取扱いについては、以下のとおりといたしますので、ご確認の上ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて

(1) 支援の提供について

感染拡大防止のため、家にいることが可能な保護者に対しては、利用を控えるようお願いすること。ただし、特に支援が必要であり、家庭で過ごすことが困難な児童については、感染防止に努めたいうで、支援の実施を行うこと。

なお、事業所の臨時休業を決めた場合には、都に電話で一報の上、休業期間と休業の経緯等について簡潔に記載したものを任意の様式でFAXにて送付すること。

(2) 開所時間について

上記1(1)に該当する児童への支援の実施を行う場合、開所時間については、該当児童の状況を確認し、事業所の可能な範囲の時間での開所として差し支えない。その際は、事前に保護者に対して丁寧な説明を行うこと。

利用者が全くいないことが事前に判明している場合には、当該営業日については、事業所内の人員配置を行うことまでは不要とするが、保護者や行政等から

の電話連絡等に対応できるよう事前に調整しておくこと。

また、春季休業終了日の翌日から令和2年5月6日(水曜日)までについては、放課後等デイサービスに関しては、学校休業日の単価での請求を可能とし、児童発達支援、放課後等デイサービスともに、児童の利用時間や職員配置の関係で6時間未満の営業となった場合においても、開所時間減算の適用は行わない。

(3) 欠席の対応について

令和2年4月3日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための都立学校等の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について(通知)」のとおり、令和2年5月6日(水曜日)までは、令和2年3月16日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その2)」の「2 欠席の対応について」を引き続き準用し、児童発達支援についても令和2年3月28日(土曜日)から同年5月6日(水曜日)までは継続して適用可能とする。

ただし、「欠席した児童の代わりに他の児童の受入れを行う」ことまでの必要はなく、長時間の受入れ対応を行っていない場合についても、春季休業終了日の翌日以降については、基本報酬の算定を可能とする。

この場合、利用者負担が発生することから、あらかじめ保護者に丁寧な説明を行うこと。また、支給量のうちの1日に含まれ、通常であれば、欠席時対応加算の算定となる部分を基本報酬で算定することから、当初の利用予定を超えて算定することがないように留意すること。なお、複数事業所が同一日に算定することはできない点に留意すること。また、単なる欠席連絡(その後の支援については不要と保護者の意向がある場合)については、サービス提供とはみなされないことに留意すること。

「可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合」とあるとおり、支援の提供にあたっては、児童や家族の健康状態の電話等での確認だけでなく、事業所に通所していない期間にあっても、個別支援計画に基づいた児童の課題に対する適切な支援の提供が可能となるよう、児童本人に対する具体的な支援及び家族への相談援助を行うこと。また、提供した支援についての効果を確認するため、支援の提供後1週間以内に、その効果を評価し、次回以降の支援の提供に結び付けること。

記録にあたっては、別添都独自様式「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての欠席に関する欠席時対応加算及び基本報酬の算定について」を利用すること。

障害児通所支援事業においては、テレワークなどの在宅勤務は性質上なじまないものであるが、緊急事態宣言の期間においては、事業所への出勤が難しい職員等も発生しうるため、在宅勤務も可能とする。ただし、その場合においては、個人情報の管理を徹底し、情報の漏洩等が発生しないよう細心の注意を払うこと。また、支援内容については、必ず管理者及び児童発達支援管理責任者が速やかに確認するなど、支援した個人の視点のみにならないような工夫を行うこと。

(4) 人員配置について

利用を控えてもらうよう案内することにより、定員より少ない人数での利用となることが想定されるため、人員配置については、管理者又は児童発達支援管理責任者が支援に入る場合も、直接支援に従事した時間とみなす。

なお、上記1(2)で述べたとおり、該当児童の状況を確認し、事業所の可能な範囲の時間での開所として差し支えない。

<重症心身障害以外を対象とする事業所> (別紙具体例参照)

利用児童が5名以下の場合については、2名の人員配置を行うこと。この場合において、管理者又は児童発達支援管理責任者が直接支援に入る場合は員数に含めてよい。ただし、1名は必ず直接支援に従事している児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とする。利用児童が10名までの場合は2名以上の直接支援職員を配置し、障害児の数が10を超えるものについては、5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上を配置すること。ただし、在宅でのテレワークはこれに含まない。

人員配置基準上、児童発達支援管理責任者は1名以上常勤かつ専任であることが必要であり、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1名以上は常勤で配置しなければならないが、本通知の対象期間中は、常勤や専従要件についての減算は適用しない。

<重症心身障害を対象とする事業所>

当日受け入れる児童の状態像や医療的ケアの要否などを鑑み、必要な人員配置を行うこと。

(5) 定員超過の取扱いについて

令和2年3月27日付都からのメール「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その3)」において通知したとおり、令和2年3月16日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デ

イサービス事業所等の対応について（その2）」の「4 定員超過の取扱いについて」は、対象期間の変更はなく春季休業開始日の前日までとし、それ以降については定員を遵守すること。

定員10名の事業所については、令和2年3月2日から春季休業開始日の前日までの期間に、やむを得ず定員を超えて長時間の受入れに対応をしたことにより、令和2年3月を含む過去3月の利用実績が平均して1.3を超える場合であっても定員超過利用減算の適用としない。ただし、令和2年3月を含む過去3月の利用実績が平均して1.3.5を超える場合は、定員超過利用減算の適用とする。

なお、令和2年3月2日から春季休業開始日の前日までの学校の臨時休業に対応するための長時間の受入れを行っていない場合については、上記の適用ではなく、原則どおりの割合での定員超過利用減算の適用となる。

また、この利用人数については、上記1（3）内に記載の感染を恐れて欠席した児童に対する可能な限りのサービス提供にて通常と同等のサービス提供を行ったと区市町村が認めた場合の基本報酬で算定した人数も含まれる点に留意すること。

（6）児童指導員等加配加算の取扱いについて

児童指導員等加配加算を算定している事業所については、上記1（4）の基準の人員配置に加えた配置を行うこと。この場合、利用者への支援に配慮したうえで、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することを可能とする。

（7）福祉専門職員配置等加算の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮したうえで、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することを可能とする。

2 保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援は事業の性質上、訪問先である学校が休業、保育所や学童クラブ等については、規模を縮小しての実施となるため、同等のサービスを提供することは困難であることから、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等を訪問して直接支援、健康管理、相談支援等のできる限りの支援の提供を実施した場合については、報酬算定の

対象とすることも可能とする。ただし、その場合においても間接支援の提供は必須とし、居宅等を訪問して実施した支援内容の共有や臨時休業中や臨時休業が明けて以降の児童への関わり方の助言等、担任との情報交換の時間を持つこと。

なお、訪問支援事業の性質から、訪問を行っていない場合は算定不可とする。

3 居宅訪問型児童発達支援について

対象となる児童が、重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児となっているため、かかりつけ医との連携を密に行い、感染リスクを鑑みて、支援の可否を適切に判断すること。その上で、支援を提供する際は、手洗いの励行、手や指の消毒、検温の実施等、感染防止に万全の対策をとること。

4 適用期間について

令和2年4月13日（月曜日）から令和2年5月6日（水曜日）までとする。

以上